

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

令和2年12月14日

○出席委員

委員長	河村 孝	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也

○欠席委員

委員	中世古 泉
----	-------

○出席説明者

- ・榎農水商工課長、村山補佐、宮本係長、谷係長
- ・小竹教育長
- ・山本教委総務課長、寺本補佐、天田係長
- ・岩本学校教育課長
- ・岩井生涯学習課長、中村補佐、栗原係長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 議事総務係長	木田 崇
---------------	------

(午前10時00分 再開)

○河村 孝委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

中世古委員から、体調不良のため委員会欠席の報告を受けておりますので、ご承知おきください。

当委員会に付託されました案件は、議案第50号、鳥羽市学校設置条例の一部改正について、議案第56号、指定管理者の指定の一部変更について（鳥羽市民体育館他5施設）、議案第57号、指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館他6施設）、議案第60号、市の区域内に新たに生じた土地の確認について、議案第61号、字の区域の変更についての議案5件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第50号、鳥羽市学校設置条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

教委総務課長。

○山本教委総務課長 教育委員会総務課、山本です。よろしくお願いします。

それでは、議案第50号、鳥羽市学校設置条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

3ページをお願いします。

提案理由といたしましては、児童数の減少により、令和3年4月に鏡浦小学校を安楽島小学校へ統合することになりましたことから、設置条例の改正をお願いするものです。

それでは、新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。

対照表の3ページをお願いします。

鳥羽市学校設置条例第2条第1号の表から、廃止をいたします鏡浦小学校の項を削除することにします。

また、この条例の施行につきましては、統合年度となります令和3年4月からの施行となります。

以上、説明とさせていただきます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第50号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、お聞きします。

この設置条例ですけれども、3月31日で廃止になって、4月1日、何かで決まって直ちにこう削除せにゃいかんものなのか、それとも、もう本当に同じようにこういうふうになっての通常の業務なのかということです。

○河村 孝委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 桃取小学校のときですが、桃取小学校のときは3月議会でさせていただきました。桃取のときには、ちょっとこう時間的なものもありましたので3月になりましたが、今回、鏡浦小学校のものにつきましては、昨年度も委員さんのほうにも報告させていただいておりますし、予算審議の中でもスクールバスの購入等、説明をさせていただいておりますので、12月議会のほうで上げさせていただいたということです。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、一応、心情的な部分で。これもう、文言だけを削除するということやと思うんですけども、それがもう……ただ、まあ、すぐにせないかんもんかどうかというだけの確認です、ほんまに。ありがとうございます。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第56号、指定管理者の指定の一部変更について、担当課長の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 生涯学習課、岩井です。よろしくお願いします。

議案第56号、指定管理者の指定の一部変更について（鳥羽市民体育館他5施設）についてご説明させていただきます。

議案書14ページをお願いします。

平成31年3月27日、議案第45号で議決を行っていただきました指定管理者の指定につきまして、指定期間の変更を行いたいことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

公の施設の名称は、鳥羽市民体育館他5施設です。

変更事項としましては、指定管理の期間を平成31年4月1日から令和4年3月31日の3年間の設定をさせていただいておりましたが、指定管理者である公益財団法人鳥羽市武道振興会が令和3年3月31日をもって解散することから、指定管理の期間を1年短くし、令和3年3月31日までとするものであります。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第56号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第57号、指定管理者の指定について、担当課長の説明を求めます。

生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 よろしくお願いします。

議案第57号、指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館他6施設）について説明をさせていただきます。

議案ページは15ページをよろしくお願いします。

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することにつきまして、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和3年4月1日から、鳥羽市民体育館他6施設に対し、新たな指定管理者を指定するものであります。

管理を行わせる公の施設は、鳥羽市民体育館、鳥羽中央公園野球場、鳥羽中央公園相撲場、鳥羽中央公園庭球場、鳥羽中央公園多目的グラウンド、鳥羽中央公園市営プールの運動施設に、新たに鳥羽市武道館を加えた

7施設となります。

指定管理者は、東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4、三幸株式会社代表取締役、橋本有史を指定し、指定期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とさせていただきます。

提案理由としまして、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者を指定したく、本提案するものであります。

これまでの経緯及び会社概要につきまして説明させていただきますので、配付させていただいています資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

1、経緯としまして、鳥羽市民体育館他5施設の指定管理を受託しております公益財団法人鳥羽市武道振興会が令和3年3月31日をもって解散することから、令和3年4月1日からの武道館を含めた運動施設の指定管理者の公募を行いました。新たな指定管理者を指定させていただくことになっております。

指定管理者の募集の目的につきましては、鳥羽市運動施設は、市民のスポーツ・文化活動を促進するとともに、スポーツ大会や合宿、講演会等の様々なイベントの開催、新しい視点でのスポーツ・文化利用等の提供を行う市の重要な施設となっております。

鳥羽市では、民間能力を活用し、市民サービスの向上、効率的な施設運営や経費の削減等を図ることを目的に、平成19年度から指定管理者制度を導入しておりますので、引き続き指定管理者制度を活用したく、管理していきたいと考えております。

3番目です。施設運営の基本方針としまして、運動施設が公の施設として公共性を有することを十分理解し、その趣旨を尊重しながら自らの創意工夫を生かし、運動施設の設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、公が目指す施設の実現に寄与するものとさせていただきます。

4番目です。選定スケジュールにつきまして、10月1日の広報とば及び市のホームページに、運動施設の指定管理の公募に関する記事を掲載させていただいております。

10月20日に運動施設の現地説明会を実施させていただきました。その際、市内外から6団体が参加していただいております。

その後、10月21日から公募に関する質問等の受付と回答等を行っております。2団体から47項目について質問等が上がっております。

11月18日に2団体から正式な申請等がありましたので、プレゼンテーションを実施したところであります。

5番目です。鳥羽市公の施設に係る指定管理者の選定委員会についてということで、市職員から成る選定委員会を3回開催して、募集要項や業務仕様書、評価基準について検討してまいりました。

候補者の選定に当っては、評価基準に掲げる各項目をいずれも一定水準を満たす必要があることから、二段階選抜による方法を実施しました。

二段階選抜とは、評価基準に上げる各項目の小計がいずれも基準点を超え、かつ、合計点が基準点(600点)を超えていることと、あと、最高得点を獲得しているということの選別をさせていただきました。

2ページ目をご覧ください。

評価項目については事前に公表して、各項目について事業計画書を作成していただきました。1番目、利用

者の平等な利用の確保及びサービスの向上、2番目、施設の効用を最大限に発揮すること、3つ目、施設の適切な維持管理並びに管理に係る経費の削減、4番目、施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模能力とさせていただいております。特に、民間のノウハウを生かした施設の利用方法や自主事業の計画といった事業の提案については、評価基準点を高く設定しております。

5人の委員による5段階評価による採点を行った結果、1人200点満点として1,000満点中、三幸株式会社が831点、鳥羽市開発公社が700点という結果になっております。施設の有効活用や魅力的な事業提案があったため、大きな差になったと思われま

す。その他としまして、候補者には、今後予定されています市民体育館前の駐車場拡張工事や鳥羽中央公園改修工事、令和3年開催予定のとこわか国体のフェンシング会場としてのスケジュール等を説明しております。

また、指定期間として、令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間と今回、指定管理の期間を設定させていただきましたが、指定管理の参考金額は上限を3,427万円の1年間とさせていただいたところですが、体育館及びメインアリーナ、サブアリーナですね、照明等をLEDに変更しましたので、またガス式のエアコン等を設置しておりますので、経費等の算出が大変難しいことから、今回、複数年契約ではなく、1年間の指定管理とさせていただいたところになります。

7番目として、指定管理先の会社の概要を説明させていただきます。会社名、三幸株式会社です。創業、昭和30年4月、資本金、1億円、年商、約115億円になります。主要事業は、総合ビルメンテナンスと指定管理業務となっております。従業員、約3,500名、清掃、設備、警備等を行っており、また、指定管理者として627名等の従業員を抱えております。事業実績、指定管理者として津市運動施設、津地区が平成26年、安濃地区が令和2年から、亀山運動施設が平成21年から、桑名市スポーツ施設が平成26年から、志摩市阿児健康増進センターが平成21年からと、三重県下の指定管理を多く請け負っているところになります。

次の3ページをご覧ください。

また、業務請負として、名古屋の日本ガイシスポーツプラザ、JPタワー名古屋、大名古屋ビルヂング等々、オフィスや工場、研究施設等の清掃、総合管理を行っているところになります。

次の、施設管理運営の基本コンセプトとして三幸株式会社さんから提案がありましたのは、次の1から9の基本コンセプトが提案されております。また、全ての鳥羽市の皆様の「健康づくりのかけ橋になる」というコンセプトを掲げて提案してきております。

次に、サービス向上のための方策の提案ということで、1から18番までの提案があります。特に下線を引かせていただきました、10番、魅力的な自主事業、無料Wi-Fi、スポーツ情報コーナー、用具レンタルサービス、物品販売サービス、ミストシャワーの日よけ設置等々、大変魅力的な事業の提案をいただいております。

次に、運営体制です。管理責任者を配置し、明確な指揮命令系統を確立し、施設の運営会議を毎月開催し、運営の方向性や業務推進、状況等の確認を生涯学習課と行うこととなっております。

次に、適切な指定業者の選定ということで、地域経済の活性化や市内業者等の育成・振興を図り、産業の成長に貢献するため、外部委託業務は市内の企業を中心に選定するとなっております。この会社は、先ほど説明

したように、清掃等の免許等は持っていますが、市内の業者を優先して活用するという形で説明を受けております。

続きまして、市内雇用・現在の施設職員の継続雇用につきまして、基本的に市内にお住まいの方を最優先に雇用し、地元雇用率100%を目指します。現在施設で勤務している職員が継続雇用を希望する場合には、最優先で面接を実施した上で、条件面で特に問題なければ、積極的に雇用しますと提案していただいております。

まだ、今回の議会で承認いただいてから、1月から正式に調整等を図って、4月からの指定管理の運びになっておりますので、説明としては以上となります。よろしく申し上げます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第57号についてご質疑はございませんか。ないですか。

南川委員。

○南川則之委員 少し聞かせていただきます。

説明いただいて、その中でこの2社が候補があつて、この三幸になった経緯というところを課長、説明いただいたんですけども、この5番のところ、施設の有効活用や魅力的な事業提案ということで、その次のページには書いてありますけれども、実際この831点と700点の131点の差がそうやと思うんですけども、この施設の有効活用、魅力的な事業提案、具体的にちょっとどんなもんかという中身が分かれば教えてください。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 岩井です。

事業計画の提案ですので、まだ本当にこれが実施されるかどうかは今後、生涯学習課と協議の形になると思いますが、ちょっと今手持ち、ちょっとめくっていないんですけども、一つあるのが、中高校生の演奏会の提案というのがございました。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 これから詰めていくということやと思うんですけどもね。

それと、再度お聞きしますけれども、この最後のところに書いてある、この会社の基本的な方針、それで地元雇用率100%を目指すというのはその三幸の目標値なのか、いやいや実際100%地元を雇用をするんやと、どっちなのかちょっと教えてください。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 これ、向こうからの提案ですので、100%を目指したいという形にはなっております。

実は、内容を見ると、正社員を1名、あと準社員、パートという形で提案いただいておりますので、現在いる職員が面接等をしていただいて、どちらかに振っていただけるかと思われまます。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 そうしたら最後に、今回6番にありますけれども、指定期間を1年とされとるということですけども、この中身と、あと、この1年間三幸さんがやられて再度1年後、次の契約のときには、その良好な

施設管理ができたら長期継続契約というか、まあ3年とか5年とかあると思うんですけども、そういう移行を考えていくかどうかというところが分かれば教えてください。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 来年のおそらく今この10月、11月にかけて、この1年間の評価等をさせていただいて、今後、次から令和5年ですか、4月からの3年なり5年の指定管理について提案したいと思います。
以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 以上です。ありがとうございます。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今のお話に出ましたけれども、来年1年間の4月1日から様子を見てということがあったと思うんですけども、この6番のその他の項目に、来年度にかけてもまだ駐車場の拡張工事等々、なかなか会場スケジュールでちょっと明確に見ない部分が出てくるかと思うんですけども、その辺のところはどういうふうに考えていますか。

○河村 孝委員長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 指定管理していただくのはこの駐車場ではなく、施設になりますので、国体前までは今駐車場は整備するという計画になっております。あと、国体後にどういう工事をするかというのがまだ明確に決まっておりませんので、それを含めて協議していきたいと思います。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 なかなか来年1年、もう非常に試算は難しいと思いますけれども、その辺のところはまたよろしくお願ひしたいと思います。
以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 よろしいですか。

ちょっと代わってくれるかな、私から1点だけ。

(委員長交代)

○瀬崎伸一副委員長 委員長。

○河村 孝委員 この丁寧な資料を出していただきまして、ありがとうございます。

サービス向上のための方策というところで、18項目を提案してもらっていると思います。無料Wi-Fiであったりだとか、ミストシャワー日よけ設置等々。あくまでも方針というところの話だとは思いますが、こういった場合のそのハード整備に関する予算というのは、また別途で考えているのか、それとも今回の指定管理料の中でこれを実行していくという提案だったのか、その確認だけお願いします。

○瀬崎伸一副委員長 はい。

○岩井生涯学習課長 別途ではなく、この指定管理させていただいている金額の中で行うという形になっております。

以上です。

○河村 孝委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

代わります。

(委員長交代)

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第60号、市の区域内に新たに生じた土地の確認について、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 農水商工課の榎です。おはようございます。

12月10日提出の議案書3ページのほうをお願いします。

議案第60号、市の区域内に新たに生じた土地の確認について。

市の区域内に新たに生じた土地を確認するため、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本議案の確認地といたしましては、1つ目は、鳥羽市答志町字東ノ世古302番地1地先の公有水面、地積609.21平方メートルで、土地の目的は物揚げ場敷です。図面は次のページ、4ページのAの箇所になります。定期船の乗り場のほうになります。

2つ目は、同町字上ノ鴻373番地先の公有水面、地積1,264.31平方メートルで、土地の目的は道路敷、物揚げ場敷です。図面は4ページのBの箇所になります。

3つ目は、同町字寺浜396番地先の公有水面、地積は2,432.78平方メートルで、土地の目的は護岸敷、道路敷、物揚げ場敷、漁港関連施設用地です。図面は4ページのCの箇所になります。

提案の理由といたしましては、県営答志漁港の移管作業を行っている中で、昭和25年頃から昭和50年頃にかけて整備された漁港施設において、当時必要な事務手続が行われておらず、申請のない埋立地となっていたことから、これまで境界立会い等、県と協議をしながら、改めて必要な手続を進めておりました。

今回11月18日付で三重県知事から承認をいただきましたので、新たに生じた土地として確認するため、本提案をするものでございます。議会の承認をいただきましたら、三重県知事に届出を行い、告示をしていただくほか、登記手続、県への移管作業、移管業務等を進めていく予定でございます。

今回追加で議案審議をお願いしたのは、次年度に県が当該土地に係る臨港道路の工事を予定しており、工事着手までに県の必要な手続を進めていく関係上、少しでも早く議案上程をお願いしたいとお話がありましたので、急な調整をさせていただいたものでございます。

以上、ご審議のほうお願いいたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第60号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第61号、字の区域の変更について、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 議案書の5ページをお願いいたします。

議案第61号、字の区域の変更について。

市の字の区域を次のとおり変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものです。

提案理由といたしましては、公有水面埋立てによる新たに生じた土地の確認に伴い、字の区域を変更するものでございます。

1つ目は、鳥羽市答志町字東ノ世古に編入する区域、字名が鳥羽市答志町字東ノ世古302番地1地先の公有水面、元の地目は公有水面、地積は609.21平方メートル、目的は物揚げ場敷、図面は6ページのAの場所になります。

2番目は、鳥羽市答志町字上ノ鴻に編入する区域、字名が鳥羽市答志町字上ノ鴻373番地先の公有水面、元地目が公有水面で、地積が1,264.31平方メートル、目的は道路敷、物揚げ場敷で、図面は6ページのBの場所でございます。

3番目が、鳥羽市答志町字寺浜に編入する区域で、字名が鳥羽市答志町字寺浜396番地先の公有水面、元地目が公有水面で、地積が2,432.78平方メートル、目的は護岸敷、道路敷、物揚げ場敷、漁港関連施設用地で、図面は6ページのCの場所でございます。

以上、説明とします。

○河村 孝委員長 農水商工課長、2番の地積の面積、もう一度……

○榎農水商工課長 1,264.31平方メートルです。

○河村 孝委員長 はい、分かりました。

3番の目的ももう一度説明願いますか。

○榎農水商工課長 3番の目的は、護岸敷、道路敷、物揚げ場敷、漁港関連施設用地となっております。

○河村 孝委員長 議案書のほうは、目的、船揚げ場敷になって……

○榎農水商工課長 船揚げ場敷きもです。

○河村 孝委員長 それで合っていますか。

○榎農水商工課長 はい。

○河村 孝委員長 はい、分かりました。

担当課長の説明は終わりました。

議案第61号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 説明ありがとうございます。これ、先ほどの第60号で土地の確認をして、この字の地目を、目的を変更になっているわけですがけれども、これ、4月からに迫って地元も多分急いでいる、早くしてほしいという要望があると思うんですけれども、これでもう一通りは終わりでしょうか。

○河村 孝委員長 谷係長。

○谷係長 農水商工課水産係、谷です。よろしくお願いします。

残っているところがあと一つありまして、定期船乗り場からトンネル抜けてのパラペットのある道路のところの部分なんですけれども、現状、無地番のツツイというのがあっておりまして、利用事態と異なっていますので、その解決方法について三重県と現在協議中です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 協議中っていうことですので、多分県とのことやと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。
南川委員。

○南川則之委員 確認ですけれども、この公有水面ですので、国の財産というか名義になって、実際は県が管理するという理解でいいのかどうかと、あと、この漁業関連施設用地という市の場所も含めて、市が管理するというか、市の名義とか市が管理していくというところがあるのかなのか。その2点お願いします。

○河村 孝委員長 谷係長。

○谷係長 お答えさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、全部のところ、今回上げさせてもらっている面積全部が国名義となります。あと、市と県との管理区域の関係なんですけれども、市の部分の漁港関連施設用地のみが市管理となりまして、それ以外の物揚げ場敷、道路敷、護岸敷、船揚げ場敷については県が今後管理していくことになります。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 もう一度確認ですけれども、今課長が説明した市の場所で言うと、2,432.78の面積については国名義の県管理で、それ以外にあるという今の説明でいいのか、その辺もう一度確認です。

○河村 孝委員長 谷係長。

○谷係長 市の場所は2,432.78平方メートルありまして、そのうち漁港関連施設用地があるという認識です。それについて鳥羽市が今後管理していく土地となります。以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 今の説明ですと、国の名義になるけれども市が管理するというのか、市名義で市が管理するか、もう一度確認です。

○河村 孝委員長 谷係長。

○谷係長 登記簿上は国の名義になりまして、市が管理することになります。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。いずれも公有水面ということで国の名義で、あと県管理と市の管理す

る場所があるということで、今回課長の説明では、次年度で臨港道路等の工事を進めていきたいということで、きちっと底地の管理者が分からないと工事ができないということでもんで。これ、長く時間がかかって、県と詰めるのも大変やったと思うんですけども、早く名義変えて、県の工事が進むようにお願いしたいと思えます。

それと、正久委員が言われたように、今後まだ残つとる場所もあるということで、それについても答志島の先ほどの説明では定期船乗り場の辺りということですので、この臨港道路についてもかなり傷んできていると思えますので、その辺の底地の解決というのも早くして、今後管理を適正にできるようにということで、よろしくお願ひします。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、以上で付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件がございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、採決に入る前に、説明員入室のため、暫時休憩いたします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第50号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第56号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第57号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第57号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第60号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第61号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件は全部終了いたしました。

以上で委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。

(午前10時52分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和2年12月14日

文教産業常任委員長 河 村 孝

文教産業常任副委員長 瀬 崎 伸 一